



岩美町要配慮者支援制度のご案内

「要配慮者支援制度」って何？

災害が起きたときなどに自分だけでは避難したり身を守るのが難しく、誰かの手助けが必要な人(要配慮者)のご住所やお名前、支援が必要な体の状態などをあらかじめ町に登録し、その情報を支援していただける人や地域の団体と共有することで、万一のとき孤立しないようにするためのものです。

また、この制度を通して、要配慮者が日頃から近所の人や地域の団体と温かいつながりを持ち、支えあい、助けあう地域づくりを目指しています。



なぜこの制度ができたの？

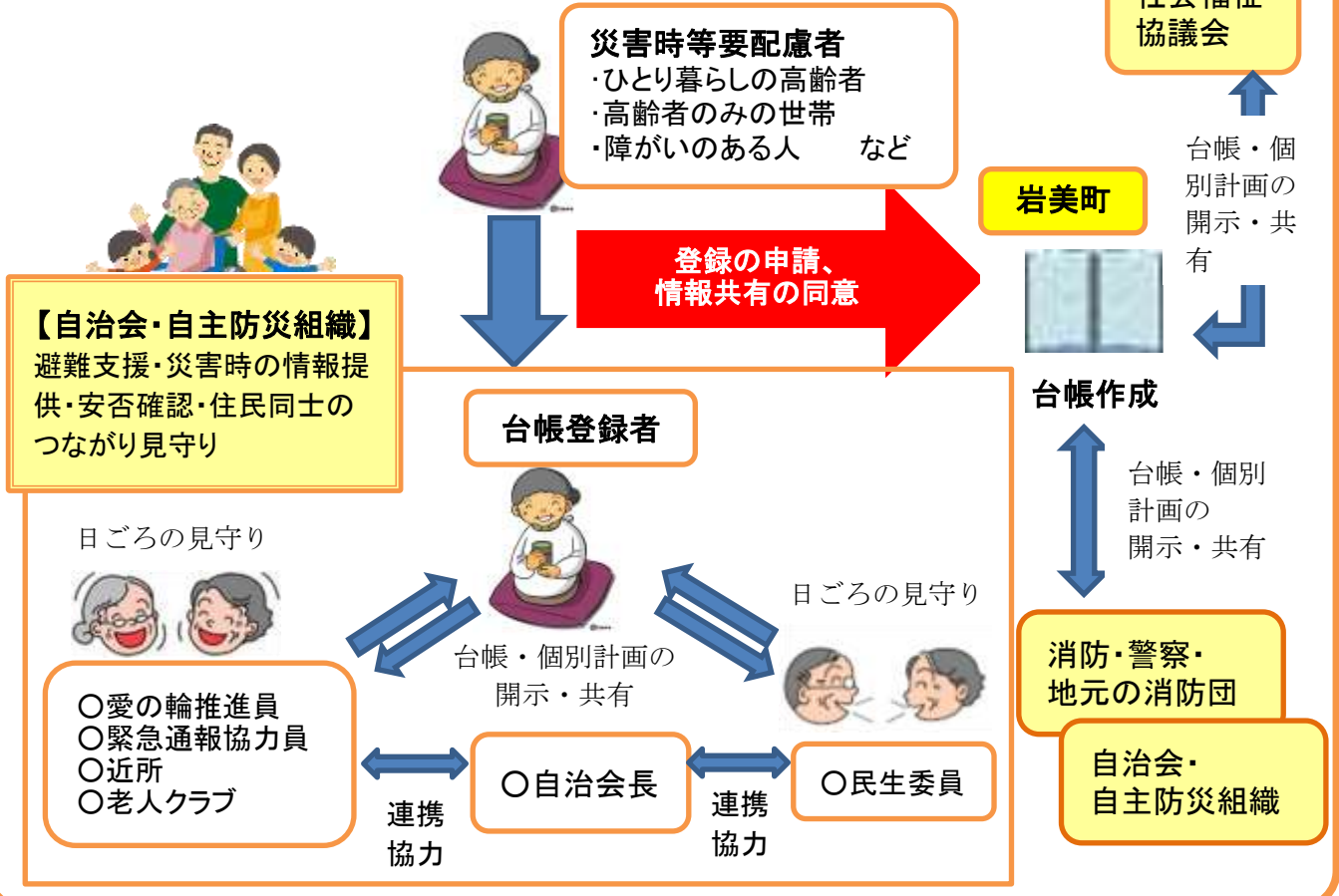
災害が起きたときに、隣近所での助け合いがあると多くの命が救われることが、最近の大規模災害で明らかになっています。

このようなことから、地域の要配慮者の避難支援体制を、あらかじめ地域で整えておくことが重要となってきました。

地域の要配慮者を一体的に！

登録のあった要配慮者の情報を把握・共有することにより、これまで自治会や民生委員、社会福祉協議会、役場などが個別に進めていた要配慮者の見守りや防災支援を本制度に一本化し、避難支援と日ごろの見守りを地域で一体的に行います。

「岩美町要配慮者支援制度」の概要



岩美町要配慮者支援制度に登録しませんか

～地域で支える 避難支援と日ごろの見守り～

町では地域住民の人等により、災害発生時の要配慮者の安否確認、救助、避難誘導および日頃の見守りが行える体制を整えるために、災害時等要配慮者の登録を受け付けています。

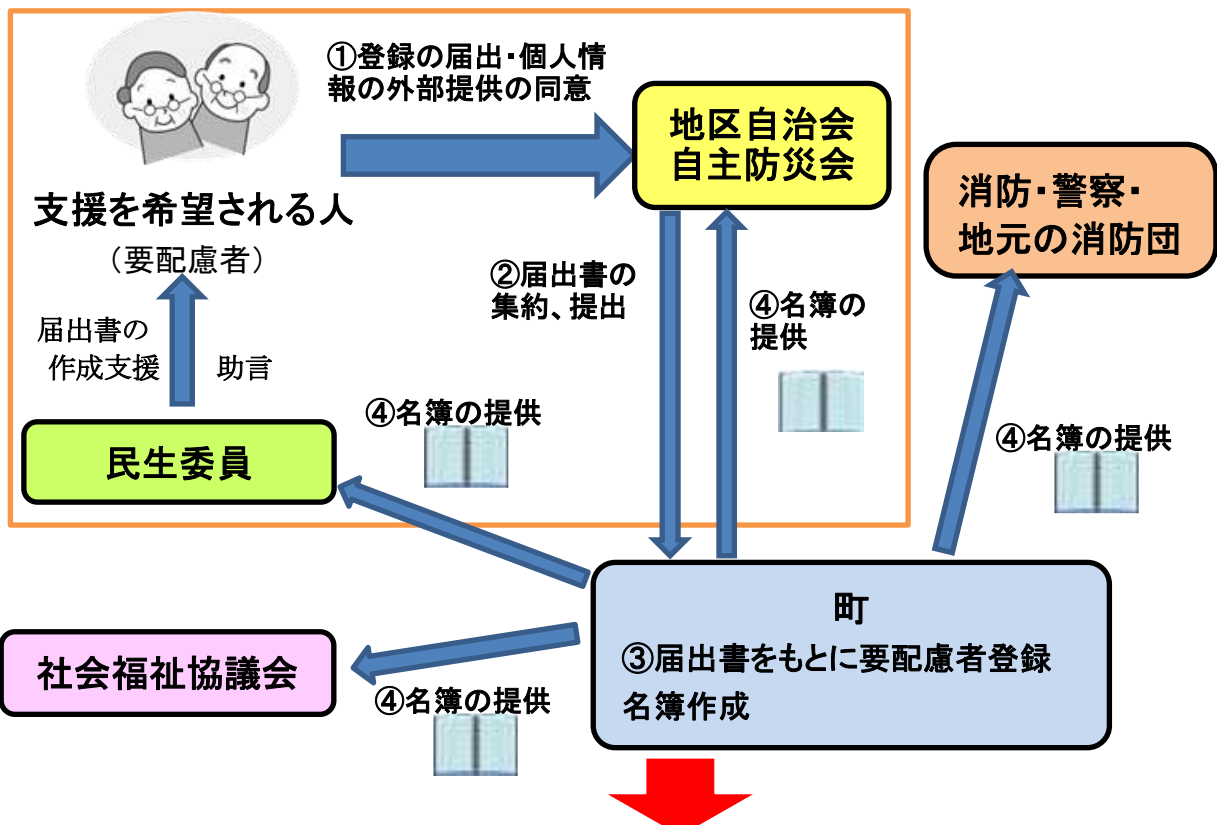
登録の対象となる人

- 65歳以上の高齢者のみの世帯(ひとり暮らしの高齢者を含みます)
- 介護保険の要介護認定、障がい者手帳(身体、療育、精神)の交付を受けている人。
- 自ら避難することが難しく、登録を希望する人。など

登録はどうやってするの？

○登録を希望する人は、自治会から配布される「災害時等要配慮者登録届出書」に必要事項を記入し、自治会が指定する方法で提出してください。

なお、個別支援計画を作成するため、自治会、民生委員が自宅を訪問することがありますのでご了解ください。



- ⑤個別支援計画の作成(町、自治会、民生委員、社協等の機関が協力し作成)
- ☆災害時発生時の避難計画(避難を助ける人の決定、避難する場所、避難経路など)
- ☆平常時からの見守り計画(普段からの声かけ、相談など)

問い合わせ先: 役場総務課(電話73-1411)または健康長寿課(73-1322)